

学校生活上の留意点 (食物アレルギー ・ アナフィラキシー)



このパワーポイントは日本学校保健会が、学校職員に対する食物アレルギーの知識を高めるために作成したものを、大分県地域保健協議会学校保健小委員会アレルギー対策専門委員会で一部改訂したものです。

学校生活管理指導表：学校生活上の留意点

- 安全を第一に考えた給食提供
- 食物アレルギーは学校で初発することも珍しくない
- 食物アレルギーは給食現場・教室内だけで起こるとは限らない



学校生活管理指導表

学校生活上の留意点
A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定
C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要
E. その他の配慮・管理事項（自由記載）

1. 管理不要

- ・ 学校として特別な配慮は不要。
- ・ 保護者からの要望による対応は行わない。

2. 保護者と相談し決定

- ・ 具体的な場面を想定して既往などの情報を収集する。・ 対応はガイドライン・指導表に沿った範囲に止める。

保護者からの要望のみによる対応は行わない！

学校生活上の留意点：A 給食

■ 学校給食での対応の基本的方向



・ 学校給食の意義

「食の大切さ」を理解し、「食事の楽しさ」を知るための教材食物
アレルギーの児童生徒も給食を楽しめることを目指す

・ 食物アレルギーの児童生徒への対応

各学校、調理場の能力や環境に応じて対応する。

ポイント！

学校給食は、現場の物理的・人的体制も勘案すれば、
児童生徒・家族の要望を全て満たせないこともある。

最終的な方法・方針は学校が決定！

学校生活上の留意点： B 食物・食材を扱う授業・活動

■ 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に対する配慮

- ・ 「**吸い込む**」「**触れる**」ことも発症の原因となるが、このような重症例は決して多くはないため、どの児童生徒の、どの食品が特に危険か、事前に校内で共通認識を持つておくべき。

想定しうる具体的な活動例

- ・ 遠足、運動会
- ・ 牛乳パックの洗浄（エコ体験）
- ・ 調理実習
- ・ 小麦粘土を使った図工授業
- ・ 給食当番



※児童生徒ごと、食品ごとの、きめ細かな配慮が必要

■ 運動に関連したアレルギー

1 運動誘発アナフィラキシー

- 運動そのものの制限が必要。

2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

- 原因となる食物を摂取したら、4時間（少なくとも2時間）は運動を控える。
- 運動をすることが分かっていたら、原因となる食物を摂取しないこと。



■ その他の物理アレルギー

- 食事には関係なく、体調、気温、日光、花粉、その日の大気中の飛散物による複合要因にて、アナフィラキシーが生じることもある。



学校生活上の留意点：D宿泊を伴う校外活動

二つの柱：食事の配慮

緊急時の受診先の確認と確保

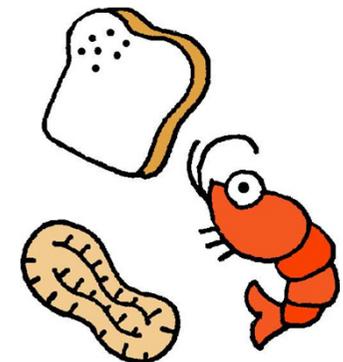
日常に比べ食物アレルギーの症状誘発が起きやすい状況にある。

■ 食事の配慮

- ・ 事前の宿泊先への依頼と提供する食事の調整・保護者、宿泊先を交えて情報交換
- ・ 宿泊先の食物アレルギー受け入れ実績は要確認！
慣れていない場合は事故発生率が高い。

■ その他

- ・ 食が関係する体験学習には危険がいっぱい！
- ・ 児童生徒だけでの食事が計画されている場合
⇒緊急時の連絡方法を確認



二つの柱：食事の配慮

緊急時の受診先の確認と確保

■ 万一の発症に備えた準備

- **搬送する医療機関を調査・確認**
- 参加教職員全員が、食物アレルギー罹患児童生徒と、それぞれがどの食品に対して特に配慮が必要かについての詳細を把握
(少量の誤食でもアナフィラキシーになるものがどの食品で、アナフィラキシーの危険が少ないものはどの食品かまで把握しておくことが望ましい)

学校生活上の留意点：E その他

■ その他

学校に対して、該当児童生徒の留意点を記載してもらう欄

<記載内容例>

- 誤食によってアナフィラキシーショックをきたす可能性が高い場合
- 現在、自宅で食物アレルギーの診断または治療として少量の原因食物を摂取している場合
- ほかの児童生徒の給食にすぐ手を伸ばす可能性がある場合